

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 優華
主たる事務所の所在地	長崎県大村市植松1丁目94-3
代表者（職名・氏名）	代表 中山 佳世子
設立年月日	令和8年2月1日
電話番号	TEL0957-42-5800 FAX0957-42-5142

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	ナースステーション ころろ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒856-0017 長崎県大村市荒瀬町172-2	
電話番号	TEL0957-42-5800 FAX0957-42-5142	
指定事業所番号	長崎県知事指定介護保険番号 訪問看護ステーションコード	4260590247 0590254
管理者の氏名	碓山 陽子	
通常の事業の実施地域	大村市内、その他の地域は応相談	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は
-------	--

	介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆（8月13日～8月15日）を除きます。 * 緊急時または必要時は、営業日以外でも対応します。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで(24時間対応体制あり) * ご希望により、提供日又は時間の調整を行います。
24時間対応体制	営業時間内外を問わず、事業所に24時間連絡可能です。 必要な場合は、訪問します。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2 人 非常勤 1 人	理学療法士	常勤 人 非常勤 人
准看護師	常勤 人 非常勤 人	作業療法士	常勤 人 非常勤 人
歯科衛生士	常勤 人 非常勤 1 人	事務職員	常勤 1 人 非常勤 人

6. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助

を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。

(1) 訪問看護計画の作成

主治医の指示並びに、利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した、居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、看護目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(2) 訪問看護の提供

【具体的な訪問看護の内容】

- ① 健康状態の観察（体温・血圧・呼吸の測定・病状の観察など）
- ② 日常生活の介助（保清・食事・排泄など）
- ③ 介護予防看護（栄養指導・口腔ケア・リハビリなど）
- ④ カテーテルや酸素、ストーマなど医療器具の管理
- ⑤ 褥瘡の予防及び処置
- ⑥ 服薬の指導及び管理
- ⑦ 認知症看護
- ⑧ 終末期看護
- ⑨ その他、主治医の指示に基づく必要な看護
- ⑩ 家族・介護者からの相談対応や指導
- ⑪ 福祉用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑫ ACP（アドバンス・ケア・プランニング人生会議）についての相談

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

代表者の氏名	中山 佳世子	管理者	碓山 陽子
--------	--------	-----	-------

8. 利用料

【介護保険で利用の場合】

- ① 原則として、厚生労働大臣が定めた基本料金及び加算料金を、介護負担割合証に応じてお支払いいただきます。
- ② 給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。
- ③ 利用料の詳細は、介護支援専門員が毎月毎に作成するサービス利用票にて、ご確認下さい。
- ④ 交通費については、サービス提供地域は無料ですが、地域外にお住まいの方は、同意の上で実費を頂く場合があります。

【医療保険で利用の場合】

- ① 原則として、基本療養費・加算等を各保険法の負担割合に応じて、お支払いいただきます。
- ② 特別な場合を除き、訪問回数は週3回を限度とし、時間は30分～90分となります。これを超えて利用される場合、又は営業日時以外に利用される場合は、保険対象外の利用料による自己負担となります。
- ③ 交通費については、サービス提供地域は無料ですが、地域外にお住まいの方は、同意の上で実費を頂く場合があります。

(その他の料金)

- ・病院受診同行：自費サービスとして対応します。
- ・死後の処置料：15,000円（処置料、物品を含む）

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日、午後5時まで	無料
利用予定日の午後5時以降または連絡なし	利用者負担金の全額

* 連絡先 ナースステーション 0957-42-5800

(2) 支払方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。

なお領収書等は、現金払いの方は支払いの際に、銀行振り込み及び口座引き落としの方は、入金確認後に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	当月利用料金を、翌月20日までに請求します。 末日迄に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	当月利用料金を、翌日20日までに請求します。末日迄に事業者が指定する下記の口座にお振り込み下さい。 十八親和銀行 西大村支店 普通口座 1039757 合同会社 優華 代表 中山 佳世子
現金払い	当月利用料金を、翌月20日までに請求します。 現金でお支払ください。

9. 緊急連絡時及び事故発生時の対応

【緊急連絡時対応・手順】

緊急連絡事項発生

本人・家族より連絡



時間内（平日8時半～17時半）

時間外（土日祝日・17時半～8時半）

TEL 0957-42-5800

TEL 090-2861-9233

〈事業所対応〉

- ① 状況の聴取
- ② 管理者もしくは担当者へ報告する

- ③ 電話対応または緊急訪問（状態確認・処置の実施）
- ④ 主治医に連絡し対応する（必要時、往診・救急搬送等）
- ⑤ 主治医や関係機関に報告する
- ⑥ 今後の対応策を協議する

【事故発生時対応・手順】

事故発生

- ① 状況を把握・確認し、事業所へ連絡
- ② 応急処置の実施（必要時、主治医の指示を仰ぐ）
- ③ 家族へ連絡・報告する
- ④ 対応後、責任者・主治医・ケアマネへ報告する
- ⑤ 再発防止策の協議、従業者へ周知する

10. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの、相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。相談及び苦情に円滑、かつ適切に対応するための体制を整えています。

（相談・苦情の窓口）

電話番号	0957-42-5800
FAX番号	0957-42-5142

担当者	(代表) 中山 佳世子
-----	-------------

(その他の相談・苦情の窓口)

- ・大村市福祉保健課 長寿介護課 TEL0957-20-7301
- ・長崎県福祉保健部 長寿社会課 TEL095-895-2431
- ・長崎県国民健康保険団体連合会 TEL095-826-7291

11. 業務継続計画の策定

(1) 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施する為、および非常時体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施するよう努めます。

(3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための指導を定期的な実施

します。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(代表) 中山 佳世子
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2)非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3)一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。但し必要に応じてサービス事業者へ情報提供が必要な場合は、事前に同意を得るものとします

16. 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 記録の整備

- (1) 訪問看護の実施毎にサービス提供を記録し、その記録はサービス提供を開始した日から5年間保存します。
- (2) 利用者の状態を適切に把握する為、また患部や皮膚状態を記録する為に、写真を撮る事があります。（適正に保管・管理します）
- (3) 利用者は事業者に対して、保存されているサービス記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事が出来ます。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地：大村市荒瀬町172-2
事業所名： ナースステーションころろ
代表者氏名： 中山 佳世子
説明者氏名：

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名